

# 山梨県のインフルエンザの発生状況について (峡東保健所管内 注意報レベル入り)

令和 8 年 3 月 12 日作成  
山梨県感染症対策センター

令和 8 年第 10 週 (3 月 2 日～3 月 8 日) の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

**インフルエンザの定点あたり報告数<sup>※1</sup>**  
**峡東保健所管内:11.50**

注意報レベル基準値の 10.00 以上となったことから、峡東保健所管内はインフルエンザの注意報レベル<sup>※2</sup>に入ったと考えられます。

インフルエンザの報告数は減少傾向にあるものの、流行が続いていると考えられることから、裏面の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1 【峡東保健所管内】 6 定点医療機関の合計報告数 69 人 69 人÷6 医療機関=11.50

※2 県内全体で 1 定点医療機関あたりの報告数が 1.00 を超える 流行入りの目安  
保健所管内で 1 定点医療機関あたりの報告数が 10.00 以上 注意報レベル  
保健所管内で 1 定点医療機関あたりの報告数が 30.00 以上 警報レベル

## 【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡東	峡南	富士・東部	参考) 甲府市
10 週 (3/2～3/8)	10.26	14.00	11.50	2.00	10.43	6.14
9 週 (2/23～3/1)	15.40	22.42	9.83	5.00	15.00	13.00
8 週 (2/16～2/22)	29.34	45.25	19.67	8.33	22.14	26.57
7 週 (2/9～2/15)	41.86	61.42	34.00	11.33	35.43	34.57
6 週 (2/2～2/8)	60.23	91.83	54.33	29.67	43.71	40.71
5 週 (1/26～2/1)	46.97	69.42	58.50	11.33	23.43	37.43

## 【保健所別直近の注意報・警報レベル入り】

	注意報	警報
中北保健所管内	第 46 週 (11/10～11/16)	第 47 週 (11/17～11/23)
峡東保健所管内	第 44 週 (10/27～11/2)	第 47 週 (11/17～11/23)
峡南保健所管内	第 5 週 (1/26～2/1)	
富士・東部保健所管内	第 5 週 (1/26～2/1)	第 6 週 (2/2～2/8)
参考) 甲府市保健所管内	第 46 週 (11/10～11/16)	第 49 週 (12/1～12/7)

## インフルエンザの予防対策

### ●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、**石けんによる手洗い**等を行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、混雑した場所に行くときや近い距離で会話するときなどには**マスクを着用**しまししょう。
- ✓ **十分な睡眠・休養**をとり、体調を良好に保つよう心がけましよう。
- ✓ 室内では**こまめに換気**をしまししょう。

### ●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ **咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用**しまししょう。
- ✓ マスクがない場合はハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけるようにしまししょう。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用しまししょう。

### ●高熱が出る、呼吸が苦しいなど体調が悪い場合は

- ✓ **早めの医療機関の受診**をご検討ください。
- ✓ **医療機関を受診する際はマスクを着用**しまししょう。
- ✓ **外出を控え、十分な休養**を取りまししょう。

※学校保健安全法では、発症してから5日間、かつ、熱が下がった後2日間（幼児は3日）は自宅で休息を取ることになっております。

なお、学校保健安全法における出席停止期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はなく、当該児童生徒等が学校に復帰する場合には、治癒証明書や陰性証明書の提出は原則として不要とされています。

**インフルエンザの特徴や予防などについては、こちらをご覧ください。**

**【やまなし感染症ポータルサイト】**

<https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/influenza.html>